

「北海道地域材利用推進方針」の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国の基本方針に即して、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、北海道の公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的な考え方及び道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準並びに公共建築物以外での地域材の利用の促進に関する基本的な考え方等を定める。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用の促進が、森林資源の循環利用による林業の再生や山村地域の活性化、地球温暖化の防止等に貢献すること
- ・過去の非木造の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換すること
- ・公共建築物の整備に当たっては、合法性や産地が証明された地域材で、乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の使用に努めること

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進
- ・木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の利用、森林バイオマスの利用を促進

第3 道が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

- ・道は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、その基準を設定
- ・中高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品類での地域材製品の利用を推進するものとし、その基準を設定
- ・暖房器具等への森林バイオマス燃料の導入を推進

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・公共建築物の整備に適した地域材の円滑な供給の確保
- ・公共建築物に利用する耐火性等の品質・性能が高い木質部材の開発の促進

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

- ・住宅や民間事業所等における地域材の利用を促進
- ・公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの利用に努めること
- ・畜舎やエゾシカ侵入防止柵など農業用施設での地域材の利用を促進
- ・木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進

第6 その他必要事項

- ・公共建築物の整備等において維持管理を含むコスト面で考慮
- ・優良な木造建築事例の普及啓発や設計・施工者による情報交換を行うなど、地域材の利用を効果的に推進